

統 審 議 第 6 号

平成 18年 5月 12日

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第308号の答申
平成19年に実施される商業統計調査の計画について

経済産業省は、平成19年に実施を予定している商業統計調査（指定統計第23号を作成するための調査）について、会社法（平成17年法律第86号）の制定等を踏まえ、調査事項における経営組織区分の変更、調査対象の変更等を行うことを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、調査結果の正確性の確保、記入者負担の軽減等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査事項

平成18年5月1日に施行された会社法を受けて、経営組織区分のうち「有限会社」を削除し、「株式会社」を「株式会社（有限会社を含む）」に変更するとともに、「合同会社」を追加する計画である。

これについては、会社法の制定に則した変更であることから、適当である。

(2) 調査票の設計等

調査票の設計等については、1)調査事項のうち新たに本店・支店の別、本店の所在地・電話番号及び事業所の開設時期についてプレプリントを行う、2)年間商品販売額について、商品名、分類番号及び年間商品販売額を記入し、卸売・小売の別を選択する方法を改め、記入欄を第2面に設定し、卸売・小売の別にすべての商品名及び分類番号をあらかじめ印刷し、該当する商品の販売額を記入する方法とする計画である。

これについては、調査結果の正確性の確保及び記入者負担の軽減に資することから、適当である。

(3) 調査対象の変更

これまで原則として調査対象としないこととされてきた有料施設内事業所のうち、駅改札内の事業所について、より正確な商業活動の実態把握の観点から、平成19年調査から、本社等一括調査方式を活用し、可能な限り調査対象として取り込むこととする計画である。

これについては、当該有料施設の運営・管理をしている主体から、事前に調査対象名簿が確認でき、かつ、本社等一括調査方式による報告が可能であることが確認できれば対象とするものであり、今回調査において、そうした把握が可能な駅改札内事業所を把握することは適当である。

なお、同様の観点から把握が可能な、高速道路等の有料道路内における施設の事業所を対象に追加する必要がある。

また、劇場、スポーツ施設など、その他の有料施設内事業所については、今回調査においては事前に調査対象名簿の確認が困難であることから調査対象としないが、その対象把握の方法等について検討することとしている。

(4) 調査結果の公表

商業統計調査についてはこれまで回収率の公表は行われていないが、利用者の利便性を踏まえ、結果の公表を行うに当たって、調査の回収率を明示する必要がある。

2 今後の課題

(1) 年間商品販売額の販売方法別割合について

年間商品販売額の販売方法別割合については、電子マネーなど決済手段の多様化を背景として、商業統計調査の目的に適合した区分の在り方について、次回調査までに検討を行う必要がある。

(2) 年間商品販売額の商品区分について

年間商品販売額の商品区分については、商業統計調査の目的を踏まえ、時代の変化及び統計需要に対応したものとすよう、次回調査までに見直しを行う必要がある。

(3) 調査結果の集計・公表

利用者が時系列比較を適切に行えるよう、調査結果の集計・公表を行うに当たっては、より適切な公表の在り方について、次回調査までに検討する必要がある。

(4) 事業所の捕捉

近年、SOHO等外観からでは捕捉が困難な事業所が増加していることなど、商業事業所を必ずしも的確に把握できないという状況が生じており、こうした調査環境の変化に対応して、商業事業所の的確な把握に向けて積極的に検討を進める必要がある。